

## 倉吉市水道事業告示第10号

倉吉市上水道指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱を次のように定める。

平成26年11月26日

倉吉市長 石田 耕太郎

### 倉吉市上水道指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準及び事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11及び倉吉市上水道指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）第7条又は第8条の規定による倉吉市上水道指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の指定の取消し若しくは停止（以下「処分」という。）又は第4条に規定する注意等（以下「処分等」という。）を行う基準及び違反行為に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び倉吉市上水道給水条例（昭和33年倉吉市条例第16号）で使用する用語の例による。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、指定工事業者が別表に定める事由（以下「違反行為」という。）に該当する疑いがあると認めるときは、その事実関係の調査を行う。

2 管理者は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定工事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。この場合において、管理者は、当該指定工事業者にてん末書の提出を求めるとともに、報告書を作成するものとする。

3 管理者は、指定工事業者の給水装置工事主任技術者に法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に通報するものとする。

(文書等による注意等)

第4条 管理者は、違反行為の内容を検討し、処分には相当しないが、違反行為の再発を防止するために必要があると認めるときは、文書又は口頭により注意又は警告（以下「注意等」という。）を行うことができる。

(処分等の基準)

第5条 違反行為に係る指定工事業者に対する処分等の基準は、別表に定めるとおりとする。

(違反行為審査委員会の設置)

第6条 管理者は、違反行為の内容が処分に相当するものと認めるときは、違反行為審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該違反行為に係る処分の内容を審査させるものとする。

(委員会の構成)

第7条 委員会の委員は、水道局長並びに水道局の次長、課長、主査、課長補佐及び係長とし、委員長は、水道局長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、工務課長がその職務を代理する。

3 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員会は、審査を終了したときは、その結果及び理由を管理者に報告しなければならない。

(水道技術管理者等の意見)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは委員会に水道技術管理者その他の委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(意見陳述のための手続)

第9条 管理者は、倉吉市行政手続条例（平成8年倉吉市条例第29号）の定めるところにより、委員会の設置に当たり、処分の対象となる指定工事業者について、指定の停止にあつては弁明の機会の付与により、指定の取消しにあつては聴聞により意見陳述のための手続を執らなければならない。

2 前項の手続は、倉吉市水道事業聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程（平成9年水道事業管理規程第2号）の定めるところによる。

(処分の決定等)

第10条 管理者は、第7条第5項の報告を受け、処分を決定する。

2 管理者は、前項の規定による決定を行ったときは、当該指定工事業者に対し、当該処分の決定の通知を行わなければならない。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等の基準

違反行為	違反行為の内容	規程の該当規定	処分等の内容	
不正申請	1 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき。	第7条第1号	指定取消し	
指定要件の違反	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	第3条第1号	指定取消し	
	2 規程第3条第2号アからエまでの機械器具を有しなくなったとき。	第3条第2号	指定取消し	
	3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けたとき。	第3条第3号ア	指定取消し	
	4 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（法人にあってはその役員を含む。）であることが判明したとき。	第3条第3号イ 又はカ	指定取消し	
	5 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者（法人にあってはその役員を含む。）であることが判明したとき。	第3条第3号ウ 又はカ	指定取消し	
	6 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。	第3条第3号エ	指定取消し又は指定停止6月以下	
	(1) 管理者に届出をせずに無断通水し、若しくは量水器を取り付けずに通水したとき又は量水器の不正使用をしたとき。			指定停止6月以下
	(2) 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。			指定停止6月以下
	(3) 管理者の設計審査を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後速やかに管理者の検査を受けなかったとき。			指定停止6月以下
	(4) 施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。			指定停止3月以下
	(5) 施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。			指定停止6月以下
	(6) 文書注意に従わないとき。			文書警告
	(7) 文書警告に従わないとき。			指定停止3月以下
(8) その他の違反行為		文書注意、文書警告又は指定停止6月以下		
	7 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人にあってはその役員を含む。）であることが判明したとき。	第3条第3号オ 又はカ	指定取消し	

届出義務違反	1 事業所の名称及び所在地等の変更届書を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	第6条第1項若しくは第2項又は第7条第3号	指定取消し
	2 廃止・休止・再開届出書を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	第6条第1項若しくは第3項又は第7条第3号	指定取消し
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	1 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	第10条第1項、第2項又は第3項	指定取消し
	2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	第10条第4項	指定停止3月以下
事業の運営基準違反	1 給水装置工事ごとに給水装置主任技術者を指名しなかったとき。	第12条第1号	口頭注意
	2 配水管から分岐して給水管を布設する工事及び給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	第12条第2号	指定停止2月以下
	3 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	第12条第3号	指定停止6月以下
	4 研修の機会を確保しなかったとき。	第12条第4号	文書注意
	5 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	第12条第5号ア	指定停止6月以下
	6 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	第12条第5号イ	指定停止3月以下
	7 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	第12条第6号	指定停止3月以下
工事施行に関する義務違反	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	第16条	指定停止3月以下
	2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	第17条又は第7条第7号	指定停止3月以下
	3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	第7条第8号	指定停止6月以下